

公正な研究活動の推進に向けて

2019年11月25日

文部科学省 科学技術・学術政策局
人材政策課 研究公正推進室

最近の動向

<国の動向>

1. 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成30年12月公布）

（研究開発等の公正性の確保等）

第二十四条の二 研究者等は、研究開発等の公正性の確保及び研究開発等に係る資金の適正な使用について第一義的責任を有するものであって、研究開発等に係る倫理に関し知識と理解を深めること等を通じて、研究開発等の公正かつ適正な実施に努めるものとする。

2 研究開発機関は、その研究者等が研究開発等に係る倫理に関する知識と理解を深めるために必要な取組を実施するとともに、研究開発等に係る不正行為（資金の不正な使用を含む。次項において同じ。）について客観的な根拠に基づき適切に対処するよう努めるものとする。

3 国は、研究開発等に係る不正行為が科学技術に対する国民の信頼を損なうとともに、科学技術の水準の向上を妨げることに鑑み、その防止のための体制の強化その他の研究開発等に係る不正行為の防止に必要な施策を講ずるものとする。

2. 統合イノベーション戦略2019（令和元年6月21日閣議決定）

第2章 知の創造

（1）大学改革等によるイノベーション・エコシステムの創出

《研究公正の推進》

○AMED、JSPS、JSTが実施している研究公正推進事業について、全ての資金配分機関で当該事業を連携して進めるとともに、研究公正体制の更なる充実の方策について検討を行う。

＜文部科学省の取組＞

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（2014年8月、文部科学大臣決定）に基づく研究機関の体制整備等の徹底

- 文部科学省の予算の配分又は措置で研究活動を実施する研究機関に対して、毎年度、ガイドラインに基づく規程・体制の整備状況の調査を実施。
- 規程・体制の整備状況に不備がある場合は、研究機関に対して体制等の整備が完了するよう指導。
- 2016年度～2018年度調査において、全対象機関において、ガイドラインに基づく規程・体制が整備されたことを確認。

研究不正対応の手続

- ガイドラインに、研究不正事案に対する告発の受付から事案の調査（予備調査、本調査、認定、不服申立て、結果の公表等）までの手続・方法及び調査結果の報告書に盛り込むべき事項が、また、「科学研究における健全性の向上について（2015年3月、日本学術会議）」に、研究不正対応に関するモデル規程が明記。
 - これらに基づく規程の整備を促すことにより、研究不正対応の手続の標準化を促進。
- ※ 学術コミュニティの取組として、公正研究推進協会（APRIN）が、2018年12月に「研究不正調査に際しての着眼点および自己チェック項目－調査の手続きと報告書の標準化に向けて」を公開。

告発の受付から調査までの手續・方法（概要） (文部科学省：ガイドライン)

3 特定不正行為の告発の受付等

- 3-1 告発の受付体制
- 3-2 告発の取扱い
- 3-3 告発者・被告発者の取扱い
- 3-4 告発の受付によらないものの取扱い

4 特定不正行為の告発に係る事案の調査

- 4-1 調査を行う機関
- 4-2 告発に対する調査体制・方法
 - (1) 予備調査
 - (2) 本調査
 - ① 通知・報告
 - ② 調査体制
 - ③ 調査方法・権限
 - ④ 調査の対象となる研究活動
 - ⑤ 証拠の保全措置
 - ⑥ 調査の中間報告
 - ⑦ 調査における研究又は技術上の情報の保護
- 4-3 認定
 - (1) 認定
 - (2) 特定不正行為の疑惑への説明責任
 - (3) 特定不正行為か否かの認定
 - (4) 調査結果の通知及び報告
 - (5) 不服申立て
 - (6) 調査結果の公表
 - (7) 告発者及び被告発者に対する措置

調査結果の報告書に盛り込むべき事項（概要） (文部科学省：ガイドライン)

1. 経緯・概要

- 発覚の時期及び契機（告発の場合はその内容・時期等）
- 調査に至った経緯等

2. 調査

- 調査体制
- 調査内容
 - ・ 調査期間
 - ・ 調査対象（対象者、対象研究、対象経費）
 - ・ 調査の方法・手順（書面調査、関係者のヒアリング、再実験を行った場合は、その内容・結果等）
 - ・ 調査委員会の構成、開催日時・内容等

3. 調査の結果（特定不正行為の内容）

- 認定した特定不正行為の種別
- 特定不正行為に係る研究者
 - ・ 関与したと認定した研究者
 - ・ 論文等の内容について責任を負う者として認定した研究者
- 特定不正行為が行われた経費・研究課題
- 特定不正行為の具体的な内容（手法、内容、資金等の額及びその使途）
- 機関としての結論と判断理由

4. 機関が行った措置の内容

5. 特定不正行為の発生要因と再発防止策

- 発生要因
- 再発防止策

研究不正対応に関する規程のモデル（概要） (日本学術会議：科学研究における健全性の向上について)

第1章 総則

- 第1条 趣旨
- 第2条 定義
- 第3条 研究者等の責務

第2章 不正防止のための体制

- 第4条 総括責任者
- 第5条 部局責任者
- 第6条 研究倫理教育責任者
- 第7条 研究倫理委員会の設置
- 第8条 倫理委員会の職務

第3章 告発の受付

- 第9条 告発の受付窓口
- 第10条 告発の受付体制
- 第11条 告発の相談
- 第12条 告発窓口の職員の義務

第4章 関係者の取扱い

- 第13条 秘密保持義務
- 第14条 告発者の保護
- 第15条 被告発者の保護
- 第16条 悪意に基づく告発

第5章 事案の調査

- 第17条 予備調査の実施
- 第18条 予備調査の方法
- 第19条 本調査の決定等

第20条 調査委員会の設置

- 第21条 本調査の通知
- 第22条 本調査の実施
- 第23条 本調査の対象
- 第24条 証拠の保全
- 第25条 本調査の中間報告
- 第26条 調査における研究又は技術上の情報の保護
- 第27条 不正行為の疑惑への説明責任

第6章 不正行為等の認定

- 第28条 認定の手続
- 第29条 認定の方法
- 第30条 調査結果の通知及び報告
- 第31条 不服申立て
- 第32条 再調査
- 第33条 調査結果の公表

第7章 措置及び処分

- 第34条 本調査中における一時的措置
- 第35条 研究費の使用中止
- 第36条 論文等の取下げ等の勧告
- 第37条 措置の解除等
- 第38条 処分
- 第39条 是正措置等

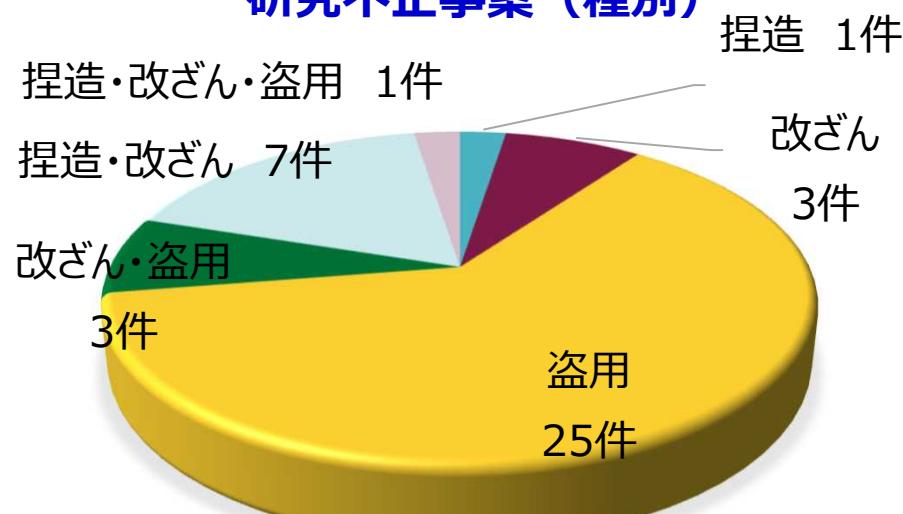
特定不正行為の認定状況

○文部科学省の予算の配分又は措置を受けた研究に関して、新ガイドライン施行後（2015～2018年度まで）に認定された不正事案（特定不正行為）は40事案。内訳は以下のとおり。

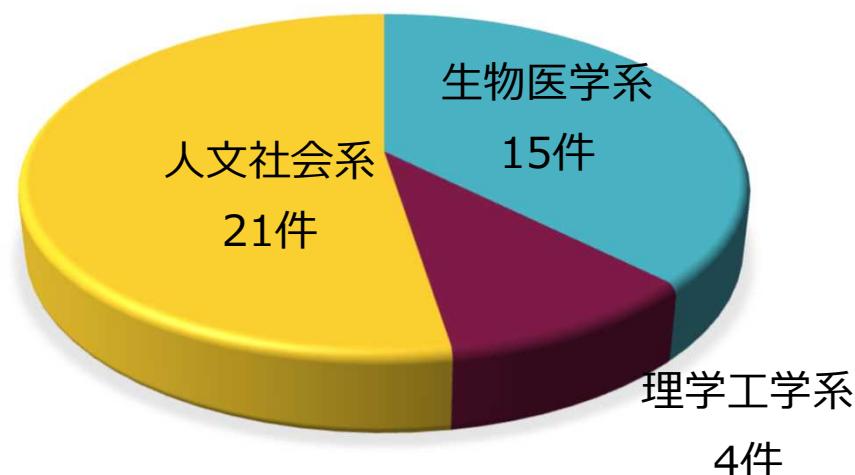
研究不正事案（年度別）

特定不正行為 (捏造・改ざん・盗用)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
特定不正行為が認定された事案 (うち、新ガイドライン適用事案)	9事案 (0事案)	9事案 (0事案)	15事案 (4事案)	7事案 (6事案)

研究不正事案（種別）



研究不正事案（分野別）



(※) 1事案に含まれる不正の種別毎の分類

研究不正事案の発生要因

- 文部科学省の予算の配分又は措置を受けた研究に関して、新ガイドライン施行後（2015～2018年度まで）に認定された不正行為（特定不正行為以外を含む。）の主な発生要因は以下のとおり。

	発生要因（例）
研究者の理解不足	<ul style="list-style-type: none"> ・規程、基本的なルール、行動規範等の理解不足 ・研究者倫理の欠如、コンプライアンス意識の低さ ・他の研究者の実験データ・成果の使用許諾や適切な引用手続き等の認識不足 ・論文投稿前に、筆頭著者及び責任著者以外の共著者に原稿を見せず、承諾を求めなくてよいとの認識
研究実施上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・実験ノートの作成や保存についての教育不十分 ・研究データの保存の不徹底 ・実験ノートの記載、保存されているデータが不十分 ・実験結果に対し、生データ・実験ノートを確認せずに論文を執筆する体制 ・論文のメッセージ性を高めるため加工は積極的に行うという誤った認識の下指導・教育を行い、不適切な加工が常態化 ・業績至上主義（業績評価は論文発表件数等） ・論文投稿締切や昇進のための業績充実に対する焦燥
研究機関の管理上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・学内の研究倫理規程の未整備 ・学内の管理・不正防止体制が不十分 ・学内において基本的なルールの遵守の不徹底、研究倫理に対する取組の未実施 ・組織としての情報発信に関するチェック体制やコンプライアンス教育の不十分さ ・紀要について、論文の査読等の組織的チェック体制が不十分 ・研究教育指導教員の役割の認識不足

研究不正事案の再発防止策

○文部科学省の予算の配分又は措置を受けた研究に関して、新ガイドライン施行後（2015～2018年度まで）に認定された不正行為（特定不正行為以外を含む。）の主な再発防止策は以下のとおり。

再発防止策（例）	
研究者の理解不足	<ul style="list-style-type: none"> ・E-ラーニングの受講・修了確認の義務化 ・採用時及び定期的な研修会の実施、研修履修状況の管理 ・研修未受講者に対して、研究費の配分の停止 ・講演会・セミナー等の開催、パンフレットによる周知啓蒙 ・学部及び大学院の必修科目に研究倫理教育の取り入れ ・大学院生を主対象とした論文執筆教育の実施
研究実施上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・研究に関する不適切な行為についてのチェックリストの作成 ・実験ノート等の資料及び研究試料等の保存等の義務付け、運用状況の定期的な確認 ・論文作成時や通常時のディスカッションで生データ・実験ノートを持参し、複数名によるチェック体制を構築 ・剽窃検知ソフトの導入による事前チェックの強化 ・オーサーシップについては、学術誌の投稿規程を尊重するとともに、あらかじめ共著者全員の了承を得ること
研究機関の管理上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・新ガイドラインに基づく規程等の整備、周知徹底 ・全学的な組織体制の構築、管理責任の明確化 ・教職員に対する誓約書、学生に対する確認書の提出義務 ・紀要について、印刷物の発行からWEBの公開へ移行 ・紀要について、ピア・レビュー形式による査読体制の構築 ・二重投稿や不適切なオーサーシップを、研究活動上の不正行為として取り扱うこと ・指導教官以外の副指導教員制度の導入